

社会福祉法人秋篠茜会
あかね保育園運営規程

(事業所の名称等)

第1条 社会福祉法人秋篠茜会が設置するこの保育園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 あかね保育園
- (2) 所在地 奈良市秋篠新町 270 番地

(施設の目的及び運営方針)

第2条 あかね保育園（以下「当園」という。）は、保育を必要とする乳児及び幼児を日々受け入れ、保育事業を行うことを目的とする。

- 2 「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。
- 3 「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、利用乳幼児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行うものとする。
- 4 「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。
- 5 「当園」は、「奈良市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」その他関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

(提供する保育等の内容)

第3条 「当園」は、保育所保育指針（平成20年3月28日厚生労働省告示第141号）に基づき、以下に掲げる保育その他の便宜の提供を行う。

- (1) 特定教育・保育（法第27条第1項に規定する特定教育・保育をいう。以下同じ。）
支給認定を受けた保護者（以下「支給認定保護者」という。）に係る園児に対し、当該支給認定における保育必要量（法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。以下同じ。）の範囲内において保育を提供する。
- (2) 保育内容
保育内容及び給食並びに健康管理については、児童の年齢、発達に応じてこれを分け指導計画を立てる。

(3) 延長保育

やむを得ない理由により、支給認定における保育必要量の範囲を超えて保育を必要とする場合は、当該支給認定に係る園児に対し、第6条に規定する時間の範囲内において、法第59条第1号に規定する延長保育を提供する。

(4) 食事の提供

給食は変化に富み、十分なカロリーと成分を含む献立を作成し、かつ調理にあたっては、児童の嗜好を十分に考慮し、栄養価の損失をさけ、消化吸収をあげる食事を提供する。

(5) 病後児保育

「病気は回復傾向にあるけれど、集団生活に入るには難しい」というお子さんを別室にて、看護師と保育士が体調に合わせて法第59条に規定する病後児保育を提供します。（「所定診断書」必要）

(6) その他保育に係る行事等

日課及び年間行事については、別に定める。

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 保育の実施に当たり配置する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

(1) 園長 1名（常勤専従）

園長は、職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため、必要な指揮命令を行うとともに、園児を全体的に把握し、園務をつかさどる。

(2) 副園長 1名（常勤専従）

副園長は園長を補佐し、園務を整理し、保育及び運営を統括する。

(3) 主任 1名（常勤専従）

主任は、地域の保護者等に対する子育て支援を行うとともに、保育内容について他の保育士を統括する。

(4) 副主任 1名以上（常勤専従）

副主任は主任を補佐し、円滑に保育が進むように援助する。

(5) 保育士 22名以上

保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。

① クラス責任者（各クラス1名）を年度によって設置し、各クラスの運営に責任を持つ。

② 前項に定めるもののほか、必要に応じその他の職員を置くことができる。

(6) 看護師 1名（常勤専従）

看護師は病後児保育室に責任を持つ。また、保育園の園児の健康状態を観察し健

康管理等の業務を行う。

(7) 栄養士 1名（常勤専従）

園児の発達段階に応じ、0歳児の離乳食、1～2歳児の幼児食及び3歳児以上の幼児食に係る献立を作成し、給食業務（給食記録・給食室の衛生管理・調理業務等）の統括を行う。

(8) 調理員 2名以上

調理員は、給食業務（給食記録・給食室の衛生管理・調理業務等）に従事する。

(9) 保育助手

保育助手は保育士の指示のもと、保育業務を補佐する。

(10) 事務職員 1名（常勤換算）

事務職員は、延長の事務業務を補佐する。また、あかね保育園の日常消耗品の管理を行う。

(11) 嘴託内科医、嘴託歯科医

嘴託内科医、嘴託歯科医は園児の定期健診、健康管理、歯科健診及び保健衛生指導に従事する。

(12) 嘴託眼科医、嘴託耳鼻科医

嘴託眼科医、嘴託耳鼻科医は全児の眼科健診、4歳児等の耳鼻科健診及び保健衛生指導に従事する。

（保育を提供する日）

第5条 保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日を除く。

（保育を提供する時間）

第6条 保育を提供する時間は、次のとおりとする。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

7時30分から18時30分までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。ただし、土曜日は7時30分から18時までとする。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時から7時30分まで又は18時31分から20時までの範囲内で、延長保育を提供する。土曜日においては、7時から7時30分の延長を提供する。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

8時30分から16時30分までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時から8時30分まで又は16時31分から20時までの範囲内で、延長保育

を提供する。ただし、土曜日の範囲は7時から8時30分まで又は16時31分から18時までとする。

(登降園)

第7条 登降園については、原則として保護者が付き添うものとする。

(欠席)

第8条 園児が欠席する場合は、保護者は口頭又は文書で園長に届け出るものとする。

(休園)

第9条 園児又は園児の同居家族の伝染病発生により、他の園児に感染する恐れがあると園長が認めたときは、休園を命じることができる。

(保護者との連絡)

第10条 園は保護者と常に密接な連絡を保ち、保育方針、成長、栄養状態、園運営等について保護者の協力を得るものとする。

(健康管理)

第11条 園長、保育士、看護師は常に入所児童の健康に留意し、年2回以上の健康診断を実施し、その結果を記録しておかなければならない。

- (1) 内科健診は年2回以上行う。
- (2) 歯科健診は、年2回行う。
- (3) 眼科健診は、年1回行う。
- (4) 4歳児は年1回耳鼻科健診を行う。

(衛生管理)

第12条 園は衛生管理の保持に心がけ、衛生知識の普及、伝達及び伝染性疾患の感染防止を行い、年1回の大掃除を行うものとする。

(苦情対応)

第13条 保護者は、提供されたサービス等につき苦情を申し出ることができる。その場合、施設は速やかに事実関係を調査し、その結果、改善の必要性の有無並びに改善方法について、保護者に報告するものとする。

尚、苦情申し立て詳細については、別紙「保護者等からの要望等相談解決実施要項」による。

(相互信頼関係の構築)

第14条 園児が共同生活の秩序を保ち健康で快適な生活を維持するため、職員及び保護者は必要な事項について話し合い、相互の信頼関係に努めなければならない。

(利用者負担その他の費用の種類)

第15条 「当園」の特定教育・保育を利用した支給認定保護者は、その支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村の定める利用者負担金（保育料）を支払うものとする。

- 2 「当園」は、支給認定申請から認定の効力が発生する日までの間において、災害等の緊急その他やむを得ない理由により保育を提供した場合については、当該保護者から特定教育・保育基準費用額（子ども・子育て支援法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額をいう。）の支払を受けるものとする。この場合、当該保護者が適切に教育・保育給付を受けられるよう、特定教育・保育提供証明書の交付その他必要な措置を講じるものとする。
- 3 「当園」は、前項の支払を受けるほか、特定教育・保育等の提供における便宜に要する費用のうち、別表に掲げる費用の支払を受けるものとする。

（利用定員）

第16条 「当園」の利用定員は、子ども・子育て支援法（以下、「法」という。）第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、次のとおり定める。

- (1) 法第19条第1項第2号の子ども（保育を必要とする3歳以上児。以下「2号認定こども」という。） 60人
- (2) 法第19条第1項第3号の子ども（保育を必要とする3歳未満児。以下「3号認定子ども」という。）のうち、満1歳以上の子ども 40人
- (3) 3号認定子どものうち、満1歳未満の子ども 20人

（利用の開始に関する事項）

第17条 「当園」は、市町村から保育の実施について委託を受けたときは、これに応じるものとする。

第18条 「当園」は、園児又はその保護者の国籍、信条、社会的身分又は入所に要する費用を負担するか否かによって差別的取り扱いはしない。

（利用の終了に関する事項）

第19条 「当園」は、以下の場合には保育の提供を終了するものとする。

- (1) 園児が小学校に就学したとき。
- (2) 2号認定子どもの支給認定保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき。
- (3) 3号認定子どもの支給認定保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき。
- (4) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

（緊急時における対応方法）

第20条 「当園」の職員は、保育の提供を行っているときに、園児に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医又は園児の主治の医師に連絡する等、

必要な措置を講じるものとする。

- 2 保育の提供により事故が発生した場合は、奈良市及び園児の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 「当園」は、事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。
- 4 園児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第21条 非常災害に備えて、消防計画等を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、少なくとも毎月1回以上、避難及び消火に係る訓練を実施するものとする。

(虐待の防止のための措置)

第22条 「当園」は、園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

(記録の整備)

第23条 「当園」は、保育の提供に関する以下に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

- (1) 保育の実施に当たっての計画
 - (2) 提供した保育に係る提供記録
 - (3) 保護者からの苦情の内容等の記録
 - (4) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (その他運営に関する重要事項) (改正)

第24条 この規程を改正、廃止するときには、評議員会の審議を経て、理事会が議決をするものとする。

附 則

この規程は、平成17年5月1日から施行する。平成27年 4月1日一部変更。

令和 元年 10月1日一部変更。 令和 3年 2月1日一部変更。

令和 4年 7月1日一部変更。 令和 4年 11月1日一部変更。

令和 5年 12月1日一部変更。

あかね保育園運営規程、別表

保育の提供に要する実費に係る利用者負担金（実費徴収）

項目	内 容	金 額
◎ 延長保育に係る費用		
保育短時間・標準時間共通①	前延長 7時00分～7時30分	1回 100円
短時間のみ法人独自減免措置②	前延長 7時31分～8時30分	1回 100円
" ③	後延長 16時31分～18時30分	1回 200円
保育短時間・標準時間共通④	後延長 18時31分～19時00分	1回 100円
保育短時間・標準時間共通⑤	後延長 18時31分～19時30分	1回 200円
保育短時間・標準時間共通⑥	後延長 18時31分～20時00分	1回 500円※
◎ 2号認定に係る給食代 (幼児3・4・5歳児クラス)	主食費として徴収	1ヶ月 1,500円
	副食費(おやつを含む)	1ヶ月 6,000円
◎ 連絡帳	0・1歳児クラス	1冊 250円
	2歳児クラスから	1冊 80円
◎ 健康手帳	健診等の記録	1冊 390円

- ・※菓子料金込みの料金となります。（19時31分以降に菓子を提供します）
- ・カラー帽子、描画や制作で使用する個人用道具（はさみ、粘土板等）遠足交通費代、行事等の係る費用は別途徴収致します。
物品の金額は購入価格により変動することがあります。
- ・当園は、上記の費用の支払を受けた場合は領収証を交付します。
ただし、通帳記帳に於いても、その代わりとみなします。
また、希望する保護者には領収書を発行します。
- ・紙おむつは外部業者と保護者の直接契約となります。使用済み紙おむつの処分費用については、園が負担します。